

○静岡県立天竜高等学校の施設等の開放に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱（以下「要綱」という。）第10条第2項の規定に基づき、静岡県立天竜高等学校の施設等の開放について、その円滑な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 要綱第5条に定める開放施設等を利用できるものは、文化活動又はスポーツ活動を目的に掲げ、代表者を成人とする5人以上の団体とする。

(利用団体の登録)

第3条 要綱第5条の規定に基づき、開放施設等を利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、翌年度の利用について3月1日から3月31日までの間に開放施設等利用者登録申請書（様式第1号）及び利用者名簿（様式第2号）を静岡県立天竜高等学校施設開放委員会（以下「施設開放委員会」という。）へ提出しなければならない。

2 施設開放委員会は、翌年度の第1回会議において登録申請書を審査し、承認した団体には登録証（様式第3号）を交付する。

3 翌年度の中途における登録申請については、直近の施設開放委員会において審査し、承認した団体には登録証を交付する。

(開放施設等の種類及び利用種目)

第4条 開放施設は、次の表の左欄に掲げる施設とし、利用できる種目は、それぞれ同表の右欄に掲げる種目とする。

開 放 施 設	利 用 で き る 種 目
運 動 場	施設開放委員会が適当と認めるもの ※夜間の開放はしない。
第 1 体 育 館	施設開放委員会が適当と認めるもの
そ の 他	施設開放委員会が適当と認めるもの

(開放の日時)

第5条 開放時における開放時間は次のとおりとする。ただし、4月1日から施設開放委員会が登録証を発行するまでの間及び12月28日から翌年1月3日までは開放しない。

	午 前	午 後	夜 間
運 動 場	8 時00分から 12時00分まで	13時00分から 17時00分まで	開放しない
第 1 体 育 館			19時00分から 21時30分まで
そ の 他	施設開放委員会が適当と認める時間		

(利用計画の決定等)

第6条 施設開放委員会は、利用計画を決定の上、毎月当該計画を前月の末日までに公表する。

2 施設開放委員会は、学校運営上支障がある場合には、利用団体に対し利用の中止を命ずることができる。

(利用の手続)

第7条 施設を利用しようとする団体は、開放施設等利用申請書(様式第5号)に登録証を添えて、前月の25日までに施設開放委員会に提出し、許可を受けなければならない。なお、前月26日以後の利用申請については、予約状況に応じて受け付けられるものとする。

2 施設開放委員会は第1項の申請を許可したときは登録証(様式第3号)、利用許可証(様式第4号)を交付する。

3 利用団体は、開放施設等の使用が終わった場合は、速やかに施設開放委員会に開放施設等利用報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

5 第1項の許可を受けた者が、辞退し、又は変更しようとするときは、開放施設等利用許可証を添えて施設開放委員会に速やかに申し出、その指示を受けなければならない。

(利用の調整)

第8条 前月の26日の時点で同一の開放施設等を2団体以上が利用申込みをした場合は、相互の話し合いにより利用者を決定する。

(経費)

第9条 電気料等利用実費が明確に判明する経費については、利用団体が負担する。ただし、施設開放委員長が認めるときは、この限りではない。

2 電気料は、「自動販売機等を設置するため行政財産の一部を使用させる場合の事務取扱いについて」(最終改正平成16年1月9日財産第219号出納事務局長通知)第6項により算定した使用電気料相当額を徴収する。

3 電気料以外の経費のうち、利用者負担が適当と思われるものについては、県教育委員会と協議の上決定する。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用団体は、開放施設等の使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間を厳守すること。
- (2) 開放施設等の鍵の借用及び返還は、施設開放委員会の指示に従うこと。
- (3) 指定した施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (4) 学校の都合、天候等により、施設開放委員会が施設等の開放の中止を指示した場合は、これに従うこと。
- (5) 学校敷地内における飲酒並びに飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) 学校敷地内で火気を使用しないこと。
- (7) 学校敷地内に危険物を持ち込まないこと。
- (8) 騒音を発することや乱暴な行為等により、他の利用者、学校関係者、周辺住民等に迷惑を及ぼさないこと。
- (9) 利用終了後は清掃を行い、ごみは持ち帰ること。
- (10) 開放施設・設備を損傷した場合は、施設開放委員会が指定した連絡先に直ちに報告し、その指示に従うこと。
- (11) 登録証及び学校施設利用許可書を他の団体に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (12) 物品を展示する場合は、施設開放委員会の許可を得ること。
- (13) 張り紙等の行為をする場合は、施設開放委員会の許可を得ること。
- (14) グランド等への自転車・自動車の乗り入れは禁止する。但し駐車場を必要とする場合には、

校内駐車場を使用すること。

(15) 利用目的以外の施設利用はしないこと。

(その他)

第11条 静岡県立天竜高等学校春野校舎の施設等の開放に関する細則については別に定める。

年 月 日

静岡県立天竜高等学校施設開放委員会委員長 様

住 所
申請者
氏 名 □

年度 静岡県立天竜高等学校開放施設等利用者登録申請書

静岡県立天竜高等学校開放施設等の利用団体として登録したいので、申請します。

団 体 名 (団体代表者)		(代表者氏名)
団 体 の 所 在 地 (代表者住所)		(代表者住所)
利 用 目 的		
利 用 希 望 施 設		運動場、第 1 体育館、アリーナ、柔剣道場 その他 ()
登 録 人 数		人
利 用 責 任 者	氏 名	(年齢 歳)
	勤 務 先	電話() ー
	自 宅 住 所	電話() ー

※ 以下は記入する必要はありません。

登 録 年 月 日	年 月 日		
摘 要		登 録 番 号	

様式第2号

年度 静岡県立天竜高等学校開放施設等利用団体					
利 用 者 名 簿			団体名		
番号	氏 名	住 所	番号	氏 名	住 所
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

注 40人を超える場合は、コピーして使用してください。

様式第 3 号

年度 静岡県立天竜高等学校開放施設等利用団体 登 録 証		
登 録 番 号		
団 体 名		
利 用 責任者	氏 名	
	住 所	

上記団体は、静岡県立天竜高等学校開放施設等利用登録団体であることを証する。

年 月 日

静岡県立天竜高等学校施設開放委員会委員長
氏 名 ○○ ○○

様式第 4 号

年度 静岡県立天竜高等学校開放施設等利用許可証											
月	利 用 日				調整日 許可印	月	利 用 日				調整日 許可印
4						10					
5						11					
6						12					
7						1					
8						2					
9						3					

※ 以下の事項の厳守を条件に許可します。

- ① 利用時間・利用施設の範囲の厳守
- ② 鍵の借用・返還方法の厳守
- ③ 校内での飲酒禁止
- ④ 火気注意・喫煙厳禁
- ⑤ 使用後の清掃・ごみの持ち帰り
- ⑥ その他、迷惑行為厳禁

その他、施設開放委員会の指示に従い、
設備等の破損の場合は、速やかに下記連
絡先まで報告すること。
電話番号○○○-○○○-○○○○

年 月 日

静岡県立天竜高等学校施設開放委員会委員長 様

団 体 名

申請者 登録番号

氏 名

年度 静岡県立天竜高等学校開放施設等利用申請書

利 用 日 時	月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分	
利 用 希 望 施 設	運動場、第 1 体育館、アリーナ、柔剣道場 その他 ()	
借 用 備 品	備 品 名	個 数
利用人数・駐車車両数	人、 台	
利 用 責 任 者 氏 名	電話番号 () -	

※ 以下は記入する必要はありません。

受 付 日	年 月 日	許可番号	
-------	-------	------	--

年 月 日

静岡県立天竜高等学校施設開放委員会委員長 様

記載者氏名

年度 静岡県立天竜高等学校開放施設等利用報告書

団体名・登録番号		番号 ()		
利用責任者氏名				
利用日時		月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分		
利用人数		人		
利用施設		運動場、第1体育館、アリーナ、柔剣道場 その他 ()		
借用備品		備 品 名		個 数
点検	整理・整頓		施設等の破損	
	火気の始末		施 錠	
所 感				

※ 以下は記入する必要はありません。

備 考		検 印	
-----	--	-----	--